

## 「量の見込み」に係る今後の作業予定

- 現在、平成26年4月2日付け事務連絡「量の見込み(放課後児童健全育成事業以外)に関する調査(平成26年4月時点)及び「量の見込み」の算出の留意点について」による報告を集計中。
- このうち、3号のうちの0歳児の「量の見込み」については、育児休業制度があるにもかかわらず、1-2歳児とあまり変わらない水準となることが見込まれる。これは、「作業の手引き」(平成26年1月20日付け事務連絡)の計算方法によると、育児休業の取得状況が必ずしも反映されていない数値となることなどによるものと考えられる。
- 既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、独自に、育児休業の取得状況を踏まえた数値としていただいた自治体もあるが、一方で、個別の自治体では実態を把握するためのデータが十分ではなく、作業が困難となっているとの声もある。  
このため、国において、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近い「量の見込み」を算出する方法を検討し、お示しすることとしたい。
- この作業を出来る限り正確なものとするため、別添の事務連絡を発出し、6月12日(木)までの報告をお願いしたところであり、ご協力をお願いしたい。
- なお、今後国が示す算出方法の考え方は、標準的な例として考えられるものであり、実際にどのような方法で行うかについては、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体でご判断。既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て補正を行った自治体について、改めての作業をお願いする趣旨ではないため、ご理解いただきたい。

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援制度施行準備室

ニーズ調査における育児休業の取得状況等に関するデータ報告のお願い

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行準備にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」については、先日、現時点での値について調査をさせていただいたところですが、このうち、3号認定のうちの0歳児の「量の見込み」が、1・2歳児とあまり変わらない水準となることが見込まれます。

0歳児の「量の見込み」の算出に当たっての育児休業の勘案については、『量の見込み』の算出のための手引きの留意事項において、保育所に入所するために育児休業を本来の希望より早く終了した家庭の児童について「量の見込み」から差し引くことを、1つの方法として提示しておりました。

しかしながら、国の示した「調査票のイメージ」においては育児休業に関する設問が任意項目とされていたために実際の調査項目に入れていない市町村や、調査項目に入れていても有効回答数が少ない市町村等から、育児休業の取得を考慮する方法について検討に苦慮しているとのご意見もいただいております。

このため、国において育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近い「量の見込み」を算出する方法を検討し、お示しする予定です。

これに当たり、別添の設問の回答状況を把握することが効果的であると考えられることから、調査を実施することにいたしました。

つきましては、都道府県におかれましては、管内市町村に周知いただくとともに、管内市町村の回答をとりまとめて6月12日（木）までにご提出（提出先：ryuonikomihlw.go.jp）いただきますようお願いいたします。また、ニーズ調査においてこれらの設問を調査した各市町村におかれましては、本件の趣旨にご理解いただき、お手数ですが別添の調査票に回答状況を記入いただき、都道府県までご提出いただきますようご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、本調査によりご報告いただいたデータについては、国において集計し、具体的な算出方法と併せて追って提供する予定です。

問い合わせ先

【ニーズ調査における育児休業の取得状況等に関するデータの報告】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子対策企画室

TEL：03-3595-2493、FAX：03-3595-2313

【新制度施行に係る全般的な事項】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL：03-3581-1403、FAX：03-3581-0992



## 「調査票のイメージ」(関係設問抜粋)

### 宛名のお子さんの保護者の就労状況 についてうかがいます。

問 12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

(1) 母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

- |  |             |
|--|-------------|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、<br>産休・育休・介護休業中ではない | } ⇒ (1) -1へ |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、<br>産休・育休・介護休業中である |             |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、<br>産休・育休・介護休業中ではない |             |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、<br>産休・育休・介護休業中である |             |
| 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない                               | } ⇒ (2)へ    |
| 6. これまで就労したことがない                                       |             |

### すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など 職場の両立支援制度についてうかがいます。

問 30 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけ、該当する口内に数字をご記入ください（数字は一枠に一字）。また、取得していない方はその理由をご記入ください。

母親（いずれかに○）	父親（いずれかに○）
1. 働いていなかった	1. 働いていなかった
2. 取得した（取得中である）	2. 取得した（取得中である）
3. 取得していない	3. 取得していない
⇒ 取得していない理由（下から番号を選んでご記入ください）（いくつでも）	⇒ 取得していない理由（下から番号を選んでご記入ください）（いくつでも）

1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. (産休後に) 仕事に早く復帰したかった
4. 仕事に戻るのが難しそうだった
5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
7. 保育所(園)などに預けることができた
8. 配偶者が育児休業制度を利用した
9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
10. 子育てや家事に専念するため退職した
11. 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
13. 育児休業を取得できることを知らなかった
14. 産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した
15. その他( )

問 30 で「2. 取得した(取得中である)」と回答した方にうかがいます。

⇒ 該当しない方は、問 31 へ

問 30-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

(1) 母親

- |                    |
|--------------------|
| 1. 育児休業取得後、職場に復帰した |
| 2. 現在も育児休業中である     |
| 3. 育児休業中に離職した      |

問 30-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 30-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。口内に数字でご記入ください(数字は一桁に一字)。

(1) 母親

<b>実際の取得期間</b> <input type="checkbox"/> 歳 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヶ月	<b>希望</b> <input type="checkbox"/> 歳 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヶ月
--	---

問 30-4 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

問 30-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1) 「希望」より早く復帰した方      ※当てはまる番号 すべて に○をつけてください。

① 母親

- |                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため        | 2. 配偶者や家族の希望があったため      |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他( )              |                         |